

有形固定資産の評価基準に係る整理（考え方）

1. 考え方

① 評価基準の客観性

- ・開始時の評価にあたり、取得価額が判明している場合は、取得原価のほうが優れているが、取得価額（取得年度）が不明の資産や無償で取得した資産が数多くあることが想定されること、開始後（中途取得）ではどちらも同様であることを踏まえると、大きな違いはないと考えられる。

② 有用性

○【考え方①】取得価額の把握や財源との関係を重視

- ・地方公共団体保有の売却可能資産以外の土地や償却資産は、基本的に長期の所有が前提となっていることから、取得価額の把握や財源との関係を踏まえれば、取得原価により評価をすることで十分ではないか。
 - －特に超長期の所有が想定される土地については、公正価値評価（開始時の時価評価や定期的な再評価）では、未実現損益の認識により、多大な資産超過となる場合があり、財源調達に余力があるとの誤解が生じるおそれがあるのではないか。
 - －取得価額が不明のもの等については、事務負担を考慮した対応が必要ではないか。

○【考え方②】サービス提供能力を適切に示し、公共施設の維持管理・更新問題への対応等を重視

- ・下記のとおり資産によって、有用性の優越により整理することができないか。

区分	考え方
土地	・超長期の所有が想定され、減価償却も行わないという点を踏まえ、<u>売却可能資産以外は、取得原価によることが妥当ではないか。</u> ・公正価値評価では、<u>未実現損益の認識により、多大な資産超過となる場合があり、財源調達に余力があるとの誤解が生じるおそれがあるのではないか。</u>
償却資産	・「中間とりまとめ」でも明示されているとおり、公共施設の維持管理・更新の把握が重要であり、<u>公正価値評価とすべきではないか。</u>

○売却可能資産について

- ・資産・債務改革の要請から、資産の性質によらず売却可能価額としてはどうか。（売却可能資産の範囲については、別途「39.売却可能資産」で検討）

③ 団体間の比較可能性

- ・いずれの場合も、比較可能性は一概に優劣つけがたいのではないか。

④実務面での負担

区分	考え方
開始時	・過去に取得した資産の取得価額（取得年度）の把握（資料の確認等）や資産額の算出に一定の事務負担が生じることが考えられることも踏まえると、どちらも一定程度の事務負担があるのではないかな。 ・ただし、取得価額が不明の場合、デフレータ処理がないため、公正価値評価のほうが負担が軽いのではないかな。 →土地・償却資産について、過去のものの取得価額の判明状況の実態を踏まえる必要があるかな。
再評価 (評価替)	・資産・債務改革や公共施設の維持管理・更新の把握との整合を図ることが重要であるが、実施には一定の事務負担が想定されるため、全資産を対象とすることは現実的には困難ではないかな。 →資産・債務改革を踏まえ、売却可能資産は実施。その他の資産は開始時の取扱いを踏まえて整理

2.整理の方向性

- ・「①評価方法の客観性」及び「③団体間の比較可能性」の面では、どちらの評価基準がより優位であるとも一概には言えないため、「②有用性」及び「④実務面での負担」の観点から整理してはどうか。
- ・開始時にどのように評価するのかということにつき、「②有用性」の観点からは、地方公共団体の保有する資産に係るサービス提供能力を表すには、公正価値評価が適切であるが、下記の点も留意する必要があるかな。
 - －資産・債務改革の要請から、売却可能資産については売却可能価額で評価する意義はあるのではないかな。（どのように表示するかは議論あり）
 - －公共施設の維持管理・更新の把握のためには、施設の総量縮小や長寿命化といった側面を踏まえる必要があるのではないかな。
 - －国との整合性、連結対象となる地方公営企業等の会計基準との整合性にも留意すべきではないかな。
- ・なお、中途取得時は、現行のどの会計基準でも採用されているとおり、取得原価とする。
- ・「④実務面での負担」の観点からは、下記の点に留意する必要があるかな。
 - －開始時に取得原価が不明なものについての取扱いについては、決算額をベースに算出する方法、再調達価額を採用する方法等があり、どの手法が実務的な負担が重いかな軽いかなは、実態に応じて引き続き議論があるのではないかな。
 - －評価替については、実質的にはかなりの事務負担となるため、売却可能資産のみを行えばよいのではないかな。
- ・また、その他調整案として、固定資産台帳には公正価値・取得原価の両方の情報を備えることを検討してはどうかという提案があった。